

給水装置・排水設備工事及び水道施設工事に関する担当者会議

日 時：平成 27 年 2 月 3 日 13:30～15:15

場 所：上下水道局 1 階 101 会議室

出席者：水道整備課：迫田勝己課長補佐兼管理係長、郡司利明主幹兼整備係長
横山智一主任技師

給排水設備課：岩永淳課長補佐兼管理係長、串間靖弘主幹兼排水設備係長
田中英夫主幹兼給水装置係長

管工事協同組合：上山泰寛理事（工事委員長）、前田昭彦理事（企画委員長）
田上満則理事（厚生委員長）、事業部長牧寄正成

会議録

上山理事あいさつ

工事委員長の上山です。毎年、担当者会議を開催させて頂き感謝申し上げます。昨年、組合にアンケートを取りました件で回答を頂けるとことでお礼申し上げます。忌憚のないご意見を頂きながら有意義な会議にして行きたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

質 問	回答及び説明事項
1 給水装置工事に関すること	
Q：承認申請書の位置図作成の件、排水設備同様ゼンリンの貼り付けを希望します。	A：給水装置においては以前より採用しています。周知しておいてください。
Q：水道水以外の給水が無いときは、残留塩素の確認は必要ないのではないかと。	A：完成検査前の写真と水質検査のことであると考えます。要綱において全て末端水で残留塩素は測るようになっていきます。残留塩素 0.1 mg/L 以上あること水道法に関わることであります。お客様の安全・安心のためにも必要なことです。アパートなど水栓は全て確認しています。不純物が入ることがあるとお客様からクレームを受けることがあるため局の検査員に指示しています。手間はかかるとは思いますがよろしくをお願いします。
Q：砂の混入と止水栓での放水については、盗水と間違われる兼ね合いがありどのように考えたらよろしいのでしょうか。	A：砂は異物の混入と考えてください。まずは末端の蛇口で確認することにしていきます。常設のポップなどでの放水は問題があります。止水までの放水は非常

<p>Q：給水書類の申請を午後からも受付してほしい、せめて3時くらいまで。</p> <p>Q：月1回程度、土日曜日の竣工検査をお願いします。</p> <p>Q：指定店に限り、申請書のコピー（写し）がほしい。</p> <p>Q：管工事協同組合加盟業者の同意（了解）があれば、未検査リストを出せないでしょうか。</p>	<p>識でない範囲での放水作業となります。建築・造園屋さんなどが放水作業を見て同じようなことで水道使用をすることになるとまずいです。</p> <p>A：毎年だされていますが、午後は、相談、協議、水圧測定、現地調査などを実施しているので従来通りでご理解してほしい。</p> <p>A：他都市を調査したが、していないとの回答であった。土・日の検査は避けることにしている。これからも実施する予定はありません。</p> <p>A：閲覧申請はパソコンで見せて頂いていますが、もし情報が必要であれば情報開示申請書に必要事項を記入して印鑑があればコピーは出せますので申請して下さい。</p> <p>A：給水装置の未検査は、局の検査員が該当する指定工事店に直接電話で連絡して伝えております。</p> <p>排水設備の未検査通知は、FAXで送信しています。電話のみですと担当者で止まってしまう可能性があるために、指定工事店にFAX送信することにしております。社長さんにも見て頂くことが一番と考え、そのような方法をとっています。</p> <p>管工事協同組合への組合員未検査リスト情報のリストは個人情報の関係があり出せません。</p> <p>給水装置工事（水道）と排水設備工事（下水道）の場合、指定工事店の基準も違反処分の基準が違います。</p> <p>なお、給水装置工事の検査は排水設備工事に比べると完了検査が遅れぎみとなっておりますが、今後の検査状況</p>
---	---

Q：事前着工の問題ですが、どうしても緊急工事でしないといけない場合があります。

Q：工事承認を受けてから、施主さんの都合で納付書・負担金等の納金が遅れることがある。それでも事前着工しなければならない場合がある。

では厳しく対応しなければならなくなりますのでご協力をお願いします。

A：事前着工届問題は、どうにかならないかと考え、内部協議してみましたが、排水設備工事の簡略化はなかなか難しいです。局は申請者の立場に立たないといけないし、申請受けて認めると言うことは、申請者への責任を負わなければならないこととなります。

A：設計審査手数料と完成検査手数料だけ収まれば、工事着工も認めます。中間検査もできます。

設計審査手数料も完成検査手数料も納付されないのであれば、工事を着工する意思がないと判断することになります。

負担金と手数料の納付書は、言っていたければ別々に出します。現状、業者さんによってはそのような納付を希望される方もいらっしゃいます。

一年間に何件か給水装置工事の場合、申請しても設計審査手数料と完成検査手数料を納めず着工しなかったケースがあります。

また、三階直結方式や受水槽方式で各戸検針契約を結ぶものは事前説明を施主さんへ実施しておりますので、理解されていると考えております。

給水装置工事は、業者の方が持参されますので事前着工届出は受け付けております。排水設備と給水装置の事前着工届出の様式は違います。給水装置の場合、その多くは土間逃げくらいであるが、排水設備の場合はいろいろな縛りがあったり、下水道整備課との調整関係などがありますので、難しいと言わざるを得ません。

<p>Q：国・県道の許可が早くならないでしょうか。</p> <p>Q：厚生労働省水道課より「給水装置工事配管技能者」の位置づけについて、上下水道局に明文化するように指導がありましたのでよろしくお願いします(局より)</p>	<p>国道・県道管理者と事前に協議し事前協議書を作成してこられる方は許可が早くなるようです。いずれにしても、国県道の申請許可には時間がかかっておりますので、そのことを施主さんや建築屋さんにも相談の段階で説明して頂きたいと考えます。</p> <p>給水装置工事配管技能検定を平成27年7月に、宮崎市で開催する予定にしています。会場の都合で受講者は60名で開催することになると思います(組合)。</p>
<p>2排水設備工事に関すること</p> <p>Q：水道メータと水栓番号との確認は(完成届時)役所の仕事では</p> <p>Q：完成検査を給水と同様に2日前の連絡で検査してほしい。</p> <p>Q：宅地内清掃口立上げ管1.5m以上基準はφ300となっておりますが、φ200で設置できないか検討をお願いします。</p> <p>Q：月2回程度、土日曜日の竣工検査をお願いします。</p>	<p>A：完了届と同時に提出される使用開始届出で下水道使用者を確認して登録します。その情報が正確でないと使用者大変なトラブルになる可能性が大きいので、今後ともご協力をお願いします。</p> <p>A：これは通達により2月より、みなさん意見を取り入れて排水設備と給水装置を同時に検査するようにしています。</p> <p>A：日本下水道協会に下水道排水設備指針があります。この清掃口立上げ管基準は80cmを超えるとφ300～φ350となっております。宮崎市は指針より緩やかとなっております。さらに緩やかにすると維持管理上問題がありますので、現状でお願いします。この宮崎市の基準を決める当時もいろいろと検討して決定していますのでご理解を頂きたい。</p> <p>A：申請者立会いの下での写真管理も完了受領している。土・日に完了検査を実施するには、検査員の勤務体制等の問題があり実施するには困難を伴いますので、現行でお願いします。実施するには</p>

<p>Q：宅内の配管図（過去の申請書）を見せてほしい。</p>	<p>難しいです。システムや要綱を変更しなければなりません。</p> <p>写真管理での完了検査届出はやむおえない場合と理解してください。基本は検査員による検査です。</p> <p>A：所有者からの申請があれば申請書のコピーを情報公開で実施しています。あくまでも所有者の同意書があればコピーを出しています。所有者以外は個人情報システム等の課題があります。</p> <p>北九州市（先進地調査）を参考にしたいと業務調査を行ったが、一切見せないとのことでした。個人財産で、市は関知できないと言う考え方です。市に情報開示の請求がされれば、全ての項目、家の間取り等を消して、排水管（配管）のみ情報公開するようにしているとのことでした。厳しい管理をしている。市が管理しているものではないと言う考え方でした。</p>
<p>3水道施設工事に関すること</p> <p>Q：①コンサルタントの設計を試掘工など行い、精度を上げてほしい。管割図の変更が大きすぎる。</p> <p>②給水切替がある場合は、コンサルタントにてオフセット図をひとつひとつ作成してほしい。</p> <p>③設計図は、図面管理部署の書式にあわせて作成してほしい。</p> <p>Q：GX管の布設工事で、メーカーはポリスリーブ巻きは必要でないとの事なので、無しにしてもらいたい。</p>	<p>A：①コンサルタントに設計業務を委託する場合、推進工・水管橋などでは必要に応じて地質調査・ボーリング調査等を行っています。推進工法などは埋設深が深いことから事前の試掘は難しいと考えております。開削工事は、他の発注工事と同様、工事のなかに試掘工を計上し、試掘箇所が増加する場合、協議の上、変更対象としています。</p> <p>②新設の給水取出しと同様に、施工した後にオフセット図を作成することでお願いたします。</p> <p>③設計図は、標準仕様書を基に、決められた書式で作成しております。</p> <p>A：管の長寿命化を図りため、現時点では、ポリスリーブ巻きは必要と考えています。</p>

ガードマンの地場単価で見てもらいたい。

Q：設計変更の増減について、大きいと予算繰りの問題で苦慮しています。実勢に合わない部分が出てくることがあります。

Q：施工条件による請負格差の問題があるように感じる。昼間と夜間工事の差、手掘りなどの格差、街中と郊外の工事を考慮して設計してほしい。

ガードマン単価は、宮崎県土整備部の土木設計単価表による労務単価（交通誘導員）を採用しています。設計した時点の最新の単価を適用しています。

A：設計変更の考え方は、工事発注者が主体になる場合もあるとおもいますが、基本、請負っている業者さんとの話し合いの中で最善の施工はどうかを話し合い、協議簿を出して頂いて、それを基に設計変更を行っています。一方的というのはあまりないのではないかと考えております。設計変更するためには、国・県と同じ歩掛表を基に設計積算しているので、それに根拠がないものとなると、根拠説明が難しくなります。

夜間工事になると、人件費のみしか変わらない、通常夜間になると設備費とか増えますが、人件費のみが別計算でしか上がってきません。機械施工は昼間使おうが夜間使おうが変わらない、運転工（オペレーター）のみの金額が増えることにはなりません。夜間照明は率反映のみで特別な計上ができません。

変更設計の見積り単価は、請負業者の見積り採用ではなく、請負業者の見積もりを参考に局独自調査の見積り単価となります。

A：基本、現場代理人は煩雑になりますが、その都度必ず協議簿を事前に担当者に提出して頂くことをお願いします。後から提出される業者さんや局担当者も知らない施工があったりもします。試掘増も同じです。協議簿はその都度、決裁をとりますので、後日に提出されると変更は厳しいものがあります。協議簿は手書きでも構いませんのでよろしくお願ひします。必要不可欠の部分は見ておりますので協議（コミュニケーション）をよろ

Q:現場代理人が局担当者に事前相談しないで施工してしまい、予算オーバーして協議簿を後から出して設計変更してほしいとするケースは多いのでしょうか。

Q:埋戻し土量でどうしても2割くらい余分に必要となります。後から施行実績に基づいて協議簿を出してもよろしいのでしょうか。

Q:検査体制について、特に写真管理について考慮してほしい。写真枚数を減らす方向にはならないでしょうか。

しくをお願いします。

資材が増えたとかは必ず協議簿を出して頂けるが、交通誘導員が増えたりしたのは後から全体的に上がってくる場合があります。このような事項もその都度書面（協議簿）で提出して頂きたい。言った言わなかった、が出てきますのでよろしくをお願いします。週報になってから報告・協議が遅れぎみになっている実体があります。

特に岩掘削の報告では、最初の日のみでその後の詳細な報告がないことが多く、後からの報告で岩掘削ボリュームが増えていることがある。それは協議簿の未提出が原因となる事例であり、変更対象として厳しくなります。

設計変更等の内容は、現場代理人が一番理解していると局は考えておりますので、社長さんに変更内容を説明してくださいと常に伝えております。

掘削・埋戻し土量は、県の歩掛補正で計算しております。連絡工事などで施工しやすいように広く掘削する場合があるとおもいますが、よっぽどなことがないと限り必要最低限の設計土量となります。このような場合、事前に協議簿で広く掘削しなければならない整合性のある根拠があれば協議の対象となります。また、このような箇所は施工管理対象にならないので測ってない（深さ・幅など）のが多いです。

工事写真の枚数は、サンプルがありますので参考にしてください。同時に工夫も必要と思います。同じような内容の工事でも最低限の写真提出する業者もいますし、写真の分厚さが倍近く違う請負業者さんがいます。現場写真は多くとって頂き、より厳選してプリントして頂きたい。今はデジタルカメラですので写真の枚数はなるべく多く撮ってもらいたい

Q:このような担当者会議の開催の回数を増やせないでしょうか。

と考えております。何かあった時に出してもらうことがあります。現場写真のパソコン管理は難しいです。以前は20m管理だったものを、4～5年前から40m管理にもしております。但し、HIRVP耐震金具継手管理がGX管と同じようにするようになって増えているところもあります。

A:このような会議は、年2～3回必要ですが、日程調整など現状としては難しいのではないのでしょうか。

※上記質問と回答及び説明事項には、会議の中で自由意見交換として出された内容も含まれております。

以上